

国内旅行傷害保険の主な補償内容

○日本国内において旅行の目的をもってご自宅を出発してからご自宅に帰着されるまで(以下「国内旅行行程中」といいます。)のさまざまな偶然な事故により、被保険者(保険の補償を受けられる方)がケガをされた場合に次の保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合	
ケガのみ補償タイプ	① 死亡保険金	対象となる事故によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。	(1)故意または重大な過失によるケガ (2)自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ (3)無資格運転、酒酔い運転をしている間のケガ (4)脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ (5)地震、噴火、津波によるケガ (6)戦争、外国の武力行使、暴動などによるケガ (7)むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの (8)自動車、原動機付自転車、モーターボートなどによる競技(競技場における競技に準じる行為を含みます。)、競争、興行または試運転をしている間のケガ (9)危険なスポーツ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハングライダーなど)を行っている間のケガ
	② 後遺障害保険金	対象となる事故によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失われたり、その機能に重大な障害を永久に残された場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。	
	③ 入院保険金	対象となる事故によってケガをされ、そのケガのため入院(入院に準じた状態を含みます。)された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院に対し、入院日数1日につき入院保険金日額をお支払いします。	
	④ 手術保険金	入院保険金をお支払いする場合で、事故発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために所定の手術を受けられたとき、入院保険金日額に手術の種類に応じて定められた倍率(10倍、20倍または40倍)を乗じた額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。	
	⑤ 通院保険金	対象となる事故によってケガをされ、そのケガのため医師の治療を受けられた場合、平常の生活または業務ができる程度に治った日までの通院(往診日数を含みます。)に対し、90日を限度として通院日数1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院が対象となります。 ご注意 次のような通院は、平常の生活または業務に支障がある通院ではないため、すべて通院保険金のお支払いの対象となりません。 ・回復程度を確認するための通院 ・薬剤や診断書の入手、検査その他医師によるケガの治療行為を伴わない通院 ・ケガが治った後は医師によるケガの治療行為が終了した後の消毒や包帯の取替えなど、簡易な処置だけの通院	
賠償責任	国内旅行行程中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりしたことにより法律上の損害賠償責任を負担された場合、1事故につき賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、日本興亜損保の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用などもお支払いします。 ご注意 賠償金額の決定には事前に日本興亜損保の承認を必要とします。示談の前には必ずご相談ください。 ご注意 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などで、同種の賠償責任を補償するご契約がある場合、補償の重複が生じる可能性がありますので、他のご契約の補償内容・ご契約金額を十分にご確認ください。	●故意による事故 ●地震、噴火、津波による事故 ●戦争、外国の武力行使、暴動などによる事故 ●職務遂行に直接起因する事故 ●同居のご親族および旅行行程を同じくするご親族に対する損害賠償責任 ●他人から預かったり借りたりしている物の損壊についての損害賠償責任(ただし、ホテル・旅館などの客室・客室内の動産・ルームキーに与えた損害はお支払いの対象となります) ●自動車(ただし、原動機付自転車、身体障害者用車いす・歩行補助車や、ゴルフ場敷地内でのゴルフカートによる事故はお支払いします。)、原動機付自転車、航空機、船舶、銃器による事故 など	
	国内旅行行程中、偶然な事故によって携行していた被保険者所有の身の回り品に損害が生じた場合、損害発生時の時価*(修理可能な場合は時価*と修理代金のいずれか低い額)に基づき算定した額を保険金としてお支払いします。(1事故につき3,000円を自己負担していただきます。)ただし、ご契約期間を通じて携行品損害保険金額を限度とします。 ※「時価」とは、損害が生じた地および時におけるその携行品の価額をいいます。 ご注意 損害額は、1個、1組または1対のものについて10万円を超える場合は10万円とみなします。また、通貨・乗車券などについては、損害額の合計額が5万円を超える場合は合計で5万円とみなします。 ご注意 次の物は保険の対象となりません。 ・有価証券(通貨、小切手、乗車券は保険の対象となります。)、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、船舶・自動車・原動機付自転車およびこれらの付属品、危険なスポーツ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハングライダーなど)を行っている間のそのスポーツのための用具、義歯、コンタクトレンズ、動物、植物など ご注意 身の回り品が盗難にあわれたときは、警察署への届出が必要です。	●故意または重大な過失による損害 ●無資格運転、酒酔い運転をしている間の損害 ●地震、噴火、津波による損害 ●戦争、外国の武力行使、暴動などによる損害 ●身の回り品の欠陥、自然の消耗、ねずみ食い、虫食い、すり傷、掻き傷、塗料のはがれなど ●遺失または紛失 ●偶然・外来な事故を直接の原因としない電氣的事故または機械的事故(これらによって発生した火災または破裂・爆発による損害はお支払いの対象となります。)	
総合補償タイプ	国内旅行行程中に次のいずれかに該当した場合、実際に要した捜索・救助費用などをお支払いします。ただし、ご契約期間を通じて救援者費用等保険金額を限度とします。 ●被保険者の搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 ●急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救援活動を要する状態となったことが警察などの公的機関によって確認された場合 ●被保険者が自宅外で偶然な事故によってケガをされ、事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合または継続して14日以上入院された場合	●故意または重大な過失による事故 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故 ●無資格運転、酒酔い運転をしている間の事故 ●脳疾患、疾病または心神喪失による事故 ●地震、噴火、津波による事故 ●戦争、外国の武力行使、暴動などによる事故 ●危険なスポーツ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハングライダーなど)を行っている間の事故 ●むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの	
	国内旅行行程中に次のいずれかに該当した場合、実際に要した捜索・救助費用などをお支払いします。ただし、ご契約期間を通じて救援者費用等保険金額を限度とします。 ●被保険者の搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 ●急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救援活動を要する状態となったことが警察などの公的機関によって確認された場合 ●被保険者が自宅外で偶然な事故によってケガをされ、事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合または継続して14日以上入院された場合	●故意または重大な過失による事故 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故 ●無資格運転、酒酔い運転をしている間の事故 ●脳疾患、疾病または心神喪失による事故 ●地震、噴火、津波による事故 ●戦争、外国の武力行使、暴動などによる事故 ●危険なスポーツ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハングライダーなど)を行っている間の事故 ●むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの	

※上記のケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをいい、次のものを含みます。
 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時的に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状(継続的に注入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状は含まれません。なお、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含まれます。)
 ※これらの保険金は、健康保険、労災保険、生命保険、加害者からの賠償金などに関係なくお支払いします。
 ※①の死亡保険金は死亡保険金受取人(死亡保険金受取人を定めなかったときは被保険者の法定相続人)に、②から⑤までの保険金は被保険者にお支払いします。
 ※ケガをされた時に、既に存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、または、ケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響が許されたものとして保険金をお支払いします。
 ※ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山などのスポーツをされる場合のケガについては、割増保険料をお払い込みいただくことにより、保険金お支払いの対象とすることができますので、希望される場合はお申し出ください。(条件によってお引き受けできない場合もあります。)
 ※国内旅行傷害保険の賠償責任は、保険証券・保険契約証に記載されたご契約期間の初日の午前0時(保険証券・保険契約証にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻)に始まり、末日の午後12時に終わります。ただし、国内旅行行程中に限りです。

国内航空傷害保険の主な補償内容

○被保険者が日本国内において次のケガをされた場合に、上記国内旅行傷害保険の「ケガの補償」に記載する①から⑤までの保険金をお支払いします。
 a. 航空機に乗客として搭乗中のケガ
 b. 搭乗者に限り入場を許される飛行場敷地内におけるケガ
 c. 乗客として搭乗している航空機が不時着陸した場合、次のいずれかの間で航空会社提供の交通乗用具に搭乗中のケガ
 ・引き続き目的地に赴く場合は、目的地に到達するまでの間
 ・出発地へ戻る場合は、出発地に到着するまでの間

※左記b・cは、定期または不定期航空運送業者が路線を定めて運行する航空機に搭乗される場合に限りです。
 ※国内航空傷害保険の賠償責任は、被保険者が、搭乗日の午前0時(保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻)以降に航空機に搭乗した時に始まり、保険証券記載の搭乗回数を終え航空機から降りた時に終わります。
 ただし、乗客として定期・不定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機に搭乗する場合は、出発地で航空機の搭乗者に限り入場が許される飛行場敷地内に入った時に始まり、目的地で航空機の搭乗者に限り入場が許される飛行場敷地内を出た時に終わります。
 ※保険金をお支払いできない主な場合については上記国内旅行傷害保険の「ケガの補償」の「保険金をお支払いできない主な場合」(1)から(7)までをご覧ください。

このホームページは、国内旅行傷害保険および国内航空傷害保険の概要を説明したものです。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は、「安心ガイド(ご契約のしおり)」をご用意しておりますので、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。また、ご契約に際しては、契約申込書付属の「契約概要」「注意喚起情報」を必ずお読みください。「ご契約内容がご希望に沿っていること」「保険料算出にかかわる事項が正しいこと」をご確認させていただきますので、ご協力くださるようお願いいたします。ご契約手続きその他この保険の詳細については、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

万が一事故が発生した場合には、ただちに取扱代理店または最寄りの日本興亜損保【日本興亜損保の受付時間:平日の9:00~17:00(土日、祝日、12/31~1/3を除きます。)]までご連絡ください。事故が発生した場合のお手続きについては、「ご契約にあたっての注意事項と事故が発生した場合のお手続き」をご覧ください。